

非自発的失業者の方へ 国保税が軽減できます

次に該当する非自発的失業者の国保税は、失業した次の日からその翌年度末までの期間、前年所得の給与所得を30/100として算定します(基準を満たせば7・5・2割軽減を適用)。高額療養費等の所得区分の判定についても、給与所得(前年)を30/100として判定します。

- ①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等の事業主の都合により失業した方)
 - ②雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了などにより失業した方)
- ※手続きに必要なもの
雇用保険受給資格者証・納税義務者(世帯主)の認印

非自発的失業とは、働く能力も意思もあるのに、雇用機会がないために発生する失業のことです。



ご存じですか？ ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品とは、新薬の特許が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同等の有効成分、効能・効果を持っています。かかりつけ医や薬剤師と相談の上、ジェネリック医薬品を選択できます。

ジェネリック医薬品を選択することにより、自己負担額が軽減される方については、**ジェネリック医薬品普及促進差額通知書**を送付します。

なお、差額通知書の送付を希望しない方は、ご連絡をお願いします。



国保のお知らせ

国保税の納税通知書は 7月中旬に発送します

国保税の納税通知書を7月中旬に発送します。同封のお知らせ文書に、国保についての詳しい内容を記載していますので、ご覧ください。

【問い合わせ先】
市民保険課保険班 ☎53・3115

平成31年度 国民健康保険税が決定しました

平成31年度の国民健康保険税(以下、国保税)が決定しました。国保税は国保を支える大切な財源です。加入者の皆さんには負担をお掛けすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

区分	国保税		
	医療分	後期高齢者 支援金分	介護 納付金分
所得割	※平成30年中の所得金額-基礎控除(33万円)		
	8.5%	3.0%	2.4%
均等割	※加入者1人につき		
	26,400円	8,400円	9,000円
平等割	※1世帯につき		
	20,000円	8,000円	7,000円
最高額	※1世帯につき		
	61万円	19万円	16万円

- ◆後期高齢者支援金分を全被保険者に、介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方に、国保税として負担していただいています。
- ◆所得により、均等割・平等割額の7割、5割、2割を軽減する制度があります。
- ◆病気や災害等で国保税の納付が困難な場合は申請により減免されることがあります。

個別検診できます 子宮頸がん・乳がん検診

子宮頸がん・乳がん検診が県内の指定医療機関で受診できます(個別検診)。ただし、平成30年度中に香美市が行った子宮頸がん・乳がん検診を受診していない方が対象です。ご希望の方は、健康介護支援課健康づくり班までお申し込みください。個別検診用の受診案内をお送りします。

【対象】

◆子宮頸がん 20歳以上の方
◆乳がん 40歳以上の方

【料金】

◆69歳以下の方 1,000円
◆70歳以上の方 300円
※令和2年3月31日時点の年齢

【実施期間】

令和2年1月31日(金)まで

【問い合わせ・申込先】

健康介護支援課健康づくり班
☎52・9282

B&G海洋センター で泳ごう

香北町吉野にあるB&G海洋センターのプールがオープンします。

【問い合わせ先】
市民保険課 ☎53・3115

【期間】7月2日(火)～8月31日(土)

【利用時間】13時～17時、18時～21時

【休館】月曜 ※臨時休館あり
【料金】大人 320円・小学生 160円・幼児 100円
※団体(20人以上)は2割引き

【問い合わせ先】

香北B&G海洋センター
☎59・3577
教育委員会香北分室
☎52・9287

医療費の限度額適用制度

入院や外来診療を受けた場合、限度額適用・標準負担額減額認定証もしくは限度額適用認定証を医療機関の窓口で提示すると、医療機関ごとの医療費の支払いが自己負担限度額までとなります(保険適用外分を除く)。

自己負担限度額と食事代(標準負担額)は所得区分で違います。

詳しくは3月に保険証と一緒に送付した国保のしおりをご覧ください。

【問い合わせ先】
市民保険課 ☎53・3115

介護保険料額について

問い合わせ先
健康介護支援課
社会長寿班
☎52-9280

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料(平成31年度)

平成31年度の介護保険料につきましては、10月に消費税率が10%へ引き上げられることに伴い、介護保険料の低所得者軽減が強化されます。軽減に必要な費用は公費で賄われ、国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担します。平成30年度と比べて第1段階の方は5,200円、第2段階の方は8,600円、第3段階の方は1,700円、年間保険料が軽減されています。

※平成30年度までは第1段階の方のみが軽減の対象でしたが、平成31年度は第1段階から第3段階まで拡大されます。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人および世帯全員が住民税非課税の場合 生活保護の受給者 本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	0.375%	25,900円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下	0.575%	39,700円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が120万円を超える	0.775%	53,500円
第4段階	本人が住民税非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下	0.850%	58,700円
第5段階	本人が住民税非課税 課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える	1.000%	69,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.150%	79,400円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満	1.300%	89,700円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.550%	107,000円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上	1.800%	124,200円